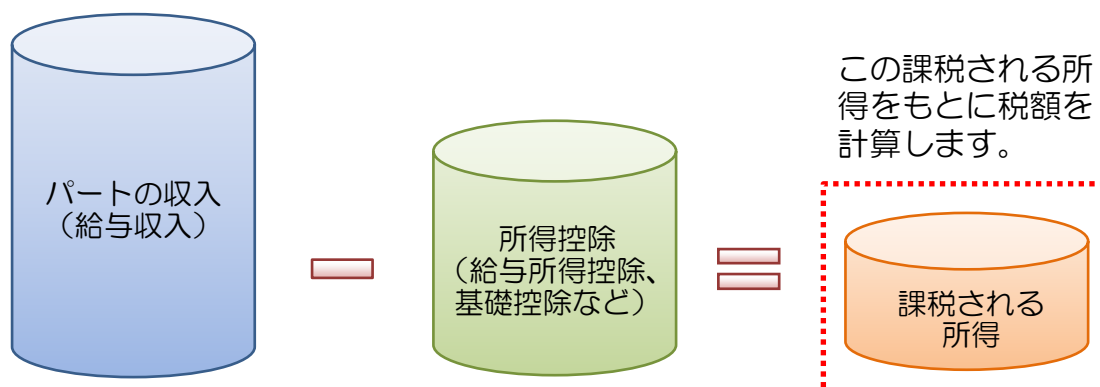


パート収入と税金について



パート収入に対する税

- パートによる収入は、給与として所得税や住民税の課税計算の対象になります。
- 課税される所得は、パートの収入から給与所得控除や基礎控除などの所得控除を差し引いた残額です。
- パートの収入以外に営業や不動産、年金収入などがある場合は、それぞれの収入から所得金額を算出し、その所得金額の合計額で税金、控除等の計算を行います。



※集計期間は1月1日～12月31日です。

パート収入と配偶者控除

- 所得や生計を一にしているなどの要件が当てはまれば、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができます。
- 例えば妻のパート年収が123万円以下であれば、夫は配偶者控除が受けられます。
- 123万円を超えていても、2,016,000円未満までは配偶者特別控除を受けることができます。

注 上記の例において、夫の合計所得金額が1,000万円を超えている場合、配偶者控除及び配偶者特別控除を受けることはできません。

※詳しくは裏面「夫婦の収入と配偶者控除、配偶者特別控除の関係」参照。
※本改正は令和7年1月以降の所得から適用になります。



お問い合わせ

渋川市役所 税務課市民税係

電話 0279-22-2113 (直通)

夫婦の収入と配偶者控除、配偶者特別控除の関係

【例】 会社員の夫が妻を扶養していて、妻がパート勤めをする場合の夫の配偶者（特別）控除額

控除の種類	妻の給与収入	夫の給与収入			
		1,095万円以下	1,095万円超 1,145万円以下	1,145万円超 1,195万円以下	1,195万円超
配偶者控除	1,230,000円以下	38万円	26万円	13万円	受けられない
	老人加算 (70歳以上)	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	1,230,001円～ 1,600,000円	38万円	26万円	13万円	
	1,600,001円～ 1,650,000円	36万円	24万円	12万円	
	1,650,001円～ 1,700,000円	31万円	21万円	11万円	
	1,700,001円～ 1,750,000円	26万円	18万円	9万円	
	1,750,001円～ 1,800,000円	21万円	14万円	7万円	
	1,800,001円～ 1,850,000円	16万円	11万円	6万円	
	1,850,001円～ 1,903,999円	11万円	8万円	4万円	
	1,904,000円～ 1,971,999円	6万円	4万円	2万円	
	1,972,000円～ 2,015,999円	3万円	2万円	1万円	
	2,016,000円以上	0円	0円	0円	

- ※1 この表の控除額はすべて所得税のものです。住民税の場合は控除額が変わります。
- ※2 この表では夫婦ともに給与収入のみを想定していますが、年金や営業など収入の種類によって計算は変わります。
- ※3 所得金額調整控除により、本表どおりの計算とならない場合があります。
- ※4 配偶者特別控除には老人加算はありません。
- ※5 所得が1,000万円を超えていても、配偶者が障害者に該当（かつ所得が58万円以下に該当）する場合には、同一生計配偶者として障害者控除を受けることができます。

本改正は令和7年1月以降の所得（令和8年2月～3月の確定申告分）から適用されます。